# 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

## 目次

○電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)(第三条関係)・・・・・・	○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和五十八年政令第十三号)	○電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)(第一条関係)・・・・
•	(第二条	
•	<u> </u>	_
•	条	•
•	一条関係	•
•	一条 関係)	•
•	一条関係)・・	•
•	条関係)・・・・	•
•	条関係)・・・・・	•
	一条関係)・・・・・・	•
	一条関係)・・・・・・・・	•
	一条関係)・・・・・・・・・	•
	一条関係)・・・・・・・・・・	•
	一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
	一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
	関係)・・・・・・・・・・・・・	•
	一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	

$\overline{}$
傍
線
部
労分
は
改改
丘
部部
分

2 (同上)	2 (略)
一・二 (同上)	一・二 (略)
れをも超えないものとする。	れをも超えないものとする。
の項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。)のいず	の項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。)のいず
には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下こ	には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下こ
線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合	線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合
線局に係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額(当該無	線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額(当該無
じ。)を加算した額とする。ただし、二八六、二○○円及び当該無	じ。)を加算した額とする。ただし、二八六、二○○円及び当該無
ある場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同	ある場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同
による額(当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したもので	による額(当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したもので
て無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる次の乙表	て無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる次の乙表
にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置につい	にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置につい
当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合	当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合
らない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、	らない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、
のとし、以下「変更検査」という。)を受ける者が納めなければな	のとし、以下「変更検査」という。)を受ける者が納めなければな
十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くも	十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くも
第四条 法第十八条の規定による検査(法第七十一条第一項又は第七	第四条 法第十八条の規定による検査(法第七十一条第一項又は第七
(変更検査手数料)	(変更検査手数料)
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

3

ジ 変更検査を受ける者が 検査がこれらの 波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレ 前 ン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更 項 Ó 規定に 無線局について同時に行われる場合において、 カコ カゝ 納 わらず、 めなければならない手数料 超短波放送又はテレ ビジョン放 0 額 は、 次 当該 送の  $\mathcal{O}$ 各 ピ

号に掲げる区分に従い、

当該各号に定める額とする。

装置 分の 行わ 額 す て得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局 放送をする無線局 て当該装置の種類及び当該装置がその使用する電波に当 る額を当該変更検査が同時に行われる無線局の る無線局 一十条の レビジョン放送をする無線局に使用されるときにおける当 ^る無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレ (T) 放送をする無線局 多重放送をする無線局 行う検定に合格したものである場合には、 れる場合には、 (D) ただし、 を乗じて得た額) 規模に応ずる次の乙表による額 規定による手数料の が法第七十三条第一 当該変更検査が無線設備の の多重放送を重畳させて超短波放送若しくは その額に当該変更検査を受ける各装置に の基本送信機の規模に応ずる次の甲 を当該装置を共用する無線局 その使用する電波に当該多重放送を 額に相当する額 項の総務省令で定め (当該装置 変更工 **当** 事の 同 ⊺該多重: ロの型式 数で除し 表による額に二 る無線局 結果に の数で除 に が総 放送をす ⊺該多重 して得た -表によ ビジ 係 つ であ る第 務 0 V . ヨ 大 該 7

> 3 号に掲げる区分に従 変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の 検 ジ 電 査がこれらの無線局について同時に行われる場合におい  $\exists$ 波に重畳して多重放送をする無線局及び超短 前 ン放送をする無線局によつて共用されてい 二項 の規定にかかわらず、 V. 当 該各号に定める額とする 超短波放送又はテレ る装置に係 波 放送又は ビジョ 額 には、 ン て、 る変 テレ 放 次 0 当 送 該 更 ビ

分の一 額。 臣 装置の規模に応ずる次の乙表による額 る無線局 十九条の規定による手数料 て得た額 テレビジョン放送をする無線局に使用されるときに 放送をする無線局の多重放送を重畳させて超 て当該装置の 行われる場合には、 る額を当該変更検査が同時に行われる無線局 する無線局の多重放送を重畳させて超短波 放送をする無線局の の行う検定に合格したものである場合には、 多重放送をする無線局 ただし、 を乗じて得た額) が を加算した額又は当該多重放送をする無線 法第七 当該変更検査が無線設 種類及び当該装置がその使用する電波 十三条第 その額に当該変更検査を受ける各装置につ 基本送信機の規模に応ずる次 を当該装置を共用する無線局 . . の その使用する電波に当 額に相当する額 項の総務省令で定め 備 の変更工事の結果につ (当該装置の型 放送又は 短波放 当  $\mathcal{O}$ 同表による額 数で除 T該多 る無線 該多 送若 局に 式が おけ に当 の甲 テレ 重 0 数で除 放送 L 重 ビジ 局 る当 て得 係 総 該 表 放 しをす に二 多 に 送 で る 務 い 大 は 重 ょ 第 7 た 彐 を

には、八、三〇〇円))のいずれか低い額とする。送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合る場合には、一六、六〇〇円(当該多重放送をする無線局の基本

4 (略) 二 (略)

4

(無線設備等保守規程の認定申請手数料)

第十九条

法第七十条の

Ŧī.

*(*)

第

項の規定による認定を申請する

(新設)

者が納めなければならない手数料の額は、六二、九〇〇円とする。

(定期検査手数料)

第二十条 が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、 基本送信機の規模に従い、 信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同 額に二分の一を乗じて得た額)とする。 る者が納めなければならない手数料の額は、 第一項本文の規定による検査 るときは 二以上の無線局によつて共用されている場合において、 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条 当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数 次の表による額(当該基本送信機の型式 (以下「定期検査」という。) を受け ただし、当該基本送信機が 無線局の種別及びその 時に行われ 同表による 当該基本送

で除して得た額とする

には、八、三〇〇円))のいずれか低い額とする。送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合る場合には、一六、六〇〇円(当該多重放送をする無線局の基本

二 (同上)

4

(同上)

(定期検査手数料

第十九条 数で除して得た額とする るときには、 信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時 二以上の無線局によつて共用されている場合において、 額に二分の一を乗じて得た額)とする。 が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、 基本送信機の規模に従い、 る者が納めなければならない手数料の額は、 第一項本文の規定による検査 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条 当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局 次の表による額 (以下「定期検査」という。) を受け ただし、 (当該基本送信機の型式 無線局の種別及びその 当該基本送信機が 当該基本送 同表による に行 わ れ 0

### (表略)

2 による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。 れるときは、 送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行わ 信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、 乗じて得た額)を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送 の行う検定に合格したものである場合には、 びその規模に応ずる次の表による額(当該送信機の型式が総務大臣 定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局 が納めなければならない手数料の額は、 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者 当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定 基本送信機に係る前項の規 同表の額に二分の の種別及 当該 一 を

(表略)

3 { 7 (略)

### 較 正手数料

第二十 料の 機関が行うものを除く。)を受ける者が納めなければならない手数  $\mathcal{O}$ 表による額とする 領は、 一条 法第百二条の十八第一 当該較正を受ける測定器その他 項の規定による の設備の 較っ 種類に従い、 正 (指定較正 次

(表略

### (同上)

2 定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。 れるときには、 送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行 信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、 乗じて得た額)を加算した額とする。 の行う検定に合格したものである場合には、 びその規模に応ずる次の表による額 (当該送信機の型式が総務大臣 定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の が納めなければならない手数料の額は、 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける 当該送信機については、当該送信機に係る本文の ただし、 基本送信機に係る前 同表の額に二分の一を 基本送信機以外の 種 項 当 別 0 規 わ 該 送 及

(同上)

3 { 7 (同上)

### 較 正手数料

第二十条 表による額とする。 0 関が行うものを除く。)を受ける者が納めなければならない手 額は、 当該較正を受ける測定器その他の設備の種類 法第百二条の十八第一項の規定による 較。 正 に従 (指定較 数 正 次 料

 $\mathcal{O}$ 

機

(同上)

# (手数料の納付方法等)

第二十二条 つては、 紙を貼つて納めなければならない。 料にあつては、 条までの申請 組織を使用して第二条から第十五条まで及び第十七条から第十九 術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理 でに規定する手数料 合その他の総務省令で定める場合を除き、 当該届出) 第二条から第十五条まで及び第十七条から第十九条ま (第三条の手数料にあつては、 当該届出) に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印 (国に納付するものに限る。) は、 に際し、 当該申請 その申請 落成の届出) (第三条の手数料にあ (第三条の手数 情報通信技 をする場

入印紙を貼つて納めなければならない。 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使 と、総務大臣が第二十条に規定する手数料は、情報通信技術利用法

· 4 (略

3

# (手数料の納付方法等)

第二十一条 する手数料 ればならない。 係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納め 届出)に際し、 令で定める場合を除き、その申請 三条の手数料にあつては、 用して第二条から第十五条まで、 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理 第二条から第十五条まで、 (国に納付するものに限る。 当該申請 (同条の手数料にあつては、 落成の届出)をする場合その他の 第十七条及び第十八条の申 (同条の手数料にあつては、 第十七条及び第十八条に規 は、 情報通信技術利 当該届出) 組 総務省 織 請 当 なけ を 用 第 に 該 使 定

2 までに、 入印紙をはつて納めなければならない。 合その他の総務省令で定める場合を除き、 用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報 第十六条及び第十九条に規定する手数料は、 総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収 総務大臣が指定する期 情報通信技術 記録を提出する 処 理 組 織 利 用 を 使 法

3 · 4 (同上)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和五十八年政令第十三号)(第二条関係)

無線電信等の船上保   通 信 長   二級海技士	0	く。)を行つているも	線設備の二重化を除	(インマルサット無) (電子通信)	無線電信等の二重化 通信長 三級海技士	陸上保守を行うもの	船の又は無線電信等の	有する漁   る。)を行つているも	線設備を 線設備の二重化に限	サット無(インマルサット無)(電子通信)	インマル   無線電信等の二重化   通 信 長   四級海技士	船 船 船 船 船 船 間 資 格	三 漁船	<ul><li>(略)</li></ul>	五 無線部	一~四 (略)	1~14 (略)	配乗表の適用に関する通則	別表第一(第五条関係)	改正案	
無線電信等の船上保   通 信 長   二級 海技 士	0	く。)を行つているも	線設備の二重化を除	(インマルサット無) (電子通信)	無線電信等の二重化 通信長 三級海技士	陸上保守を行うもの	船の又は無線電信等の	有する漁る。)を行つているも	線設備を線設備の二重化に限	サット無(インマルサット無(電子通信)	インマル 無線電信等の二重化 通 信 長 四級海技士	船 舶 船舶職員 資 格	三 漁船	(一・(二) (同上)	五 無線部	一~四(同上)	1~14 (同上)	配乗表の適用に関する通則	別表第一(第五条関係)	現	(傍線部分は改正部分)

六						備						
六~九 (略)	2 . 3	設備であ	局(電気	和二十五	1	備考	漁船	有しない	線設備を	サット無	インマル	
	(略)	設備であるものをいう。	(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。) の無線	和二十五年法律第百三十一号)第六条第一	「インマルサット無線設備」とは、			守を行うもの	無線電信等の船上保	守を行わないもの	無線電信等の船上保	守を行うもの
			日的し	<b>光</b> 六 冬	は、無				通		通	
			こする	第一	無線				信		信	
			3 5 0	項第	電信学				長		長	
			に限る。)の無	項第四号ロの船舶地	無線電信等のうち電波法(			(電子通信)	二級海技士	(電子通信)	三級海技士	(電子通信)
			線	地球	昭							
六~九 (同上)	2 · 3		の無線設備で	和二十五年法	1 「インマ	備考	漁船	有しない	線設備を	サット無	インマル	
上)	(同上)		俪であるものをいう。	牛法律第百三十一号)第六条第一項第四号の船舶地球局	「インマルサット無線設備」とは、無線電信等のうち電波法			守を行うもの	無線電信等の船上保	守を行わないもの	無線電信等の船上保	守を行うもの
				六条	は、無				通		通	
				第一	線電				信		信	
				項第	信等				長		長	
				四号の船舶地球に	のうち電波法(昭			(電子通信)	二級海技士	(電子通信)	三級海技士	(電子通信)

	Anr.	竺		\/ <del> </del>	と		٧١	1	除	下	第三条			
	無線通信士	第三級	(略)	資	とができる。	二項の総	て「モ	ルスな	除く。以	-欄に掲	条次	操作及		
	信 士 ———————————————————————————————————	総合		格	る。	秘務省 4	ル	ス符号を送り、	以下この項に	がげる無	の表	操作及び監督		
の (国際での ) (国際での ) (国際での ) (国際できる) (国際	線設備(無 に施設する に施設する	一漁船(東	(略)	操		の総務省令で定める無	ス符号による通信操作」		おい	下欄に掲げる無線設備の操	の上欄に掲げる資格の無線従事者は、	省の範囲)	改	
の技術操作を除く。)の技術操作を除く。)の(国際通信のための通信操作及びの重に関げる操作以外の操作でのを重無線設備の技術操作を除く。	《国際電気通信を送り通信のようの通線設備(無線電話及びレーダーを除く。に施設する空中線電力二百五十ワットン以上のものを除く。以下この表におい外の漁船で国際航海に従事する総トン	(専ら水産動		作		る無線設備の操作以外の操作	通信操作」	又は受ける無線電信	て同じ。)を	作 (アマチ	る資格の無		正	
で ) で ) で ) が の 通信に が の 通信に が り が の 通信に か の 通信に か の 通信に か り が か の 通信に か の の 通信に か の の 通信に か の の の の の の の の の の の の の の の の の の	海に従東では、以下に	植物の		の		操作以	という。	$\mathcal{O}$	)を行い、	ュア無	無線従事			
に 操作及び多重無線外の操作を除く。) 操作を除く。)	を 線電話及びレーダーを除く 空中線電力二百五十ワッ のを除く。以下この表にお 国際航海に従事する総ト	採捕に従事		範		外の操作の	$\smile$	通信操作(以	並びに当該操作	線局の無線			案	
の通信操作及び多重無線設備作以外の操作で次に掲げるもび術操作を除く。)	) 1 () () () () () () () () () ()	する漁船以		囲		の監督を行うこ	及び法第三十九条第	(以下この条にお	6操作のうちモ	の操作 (アマチュア無線局の無線設備の操作を	それぞれ、同表の			
	for	laka			]						第三条			
	無線通信士	第三級	(同斗)	資								操作及び監督		
	信士	総合	)	格							(同上)	び監督		
二 (同上)		(三二)	(同上)	操								の範囲)	現	
				作										
				の										
				範									行	一を作業を見る
				囲										1
					]									己工音人人

三 兀 うち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属す 第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信 球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のため 殊無線技士の操作の範囲に属するもの 口 士の指揮の下に行うもの (国際通信のための通信 の無線航行局の無線設備の通信操作を除く。)で るモールス符号による通信操作(航空局、航空地 イ 響を及ぼさないものの技術操作 (2)第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作の 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特 (1) の操作で次に掲げるもの 五ワット以下の無線設備(レーダーを除く。) 局の無線設備並びにレーダーを除く。 以下の無線設備 行うことを目的とするものに限る。)及び航空 (モールス符号による通信操作を除く。) 以外の海岸局のモールス符号による通信操 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット 航空機のための無線航行局及び基幹放送局 作を除く。) レーダーの外部の転換装置で電波の質に影 以外の無線局の無線設備の操作 海岸局の無線設備の操作(漁業用の海岸局 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、 (船舶地球局(電気通信業務を )の操作

> イ 設備並びにレーダーを除く。)の操作 以下の無線設備(船舶地球局及び航空局の無線 ス符号による通信操作を除く。) 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット ・(モール

口

(同上)

(1) (同上)

(2)(同上)

(同上)

兀

三

(同上)

(同上)

		士 特 第一級海技		 三								多	無線通信士 る	第四級海上	(略) (	
域(	作置で電波の質に影響を及ぼな設備(多重無線設備を除く。	信業務の通信のための通信操作を除く。)及びの無線設備を除く。)の通信操作(国際電気通の無線設備を除く。)の通信操作(国際電気通	及ぼさないもの	のノーダーの外部の伝奐表置で電皮の質に影響をおりた。船舶局及び船舶のための無線航行局と	を除く。)	電力百二十五ワット以下の無線設備(レーダー	海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線	の無線設備並びにレーダーを除く。)	うことを目的とするものに限る。) 及び航空局	下の無線設備(船舶地球局(電気通信業務を行	船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以	多重無線設備の技術操作を除く。)	る通信操作及び国際通信のための通信操作並びに	次に掲げる無線設備の操作(モールス符号によ	略)	操作を除く。)
		士 特 第 殊 無 線 技											無線通信士	第四級海上	(同上)	
イ (同上)		(同上)		三 (同上)			二 (同上)		備並びにレーダーを除く。)	下の無線設備(船舶地球局及び航空局の無線設	一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以			(恒斗)	(同上)	

するもの ら四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用 あって平水区域を航行区域とするもの及び総 際航海に従事しない総トン数百トン未満のも とするもの及び沿海区域を航行区域とする国 ル選択呼出装置で千六百六・五キロヘルツか 電力七十五ワット以下の無線電話及びデジタ トン数三百トン未満のものに施設する空中線 漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶で

五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用 の無線電話及びデジタル選択呼出装置で二万 するもの 船舶に施設する空中線電力五十ワット以下

術操作 満のものに施設する船舶地球局 の及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従 換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技 設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転 を行うことを目的とするものに限る。 を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未 に旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域 事しない総トン数百トン未満のもの、 旅客船であって平水区域を航行区域とするも (電気通信業務 漁船並び の無線

満のものに施設する船舶地球局の無線設備の通

信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で

を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未

に旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域

電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

事しない総トン数百トン未満のもの、

漁船並び

の及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従

旅客船であって平水区域を航行区域とするも

(同上)

口

三 (同上)

三

特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

前二号に掲げる操作以外の操作で第二級海上

当該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る閉操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関しては、	当該操作につ
式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開	4 振幅変調型式
	2 · 3 (略)
(略)	(略)
属する操作	
一 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に	
用するもの	
万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使	
ロ 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二	
の周波数の電波を使用するもの	
百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまで	
イ 空中線電力十ワット以下の無線設備で千六	
及ぼさないものの技術操作	
除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を	
れらの無線設備(レーダー及び多重無線設備を	
ールス符号による通信操作を除く。)並びにこ	
に掲げるものの国内通信のための通信操作(モ	
局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次	
) 及び航空局の無線設備を除く。) 並びに海岸	±
通信業務を行うことを目的とするものに限る。	特殊無線技
一 船舶に施設する無線設備(船舶地球局(電気	第二級海上

2 • 3 (同上)

4 ものとみなす。 中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数の 該操作につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空 操作が行われるものは、第一項及び前項の規定の適用に関しては、当 振幅変調型式の電波を使用する無線電信で変調波について電鍵開閉

数のものとみなす。

空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット



(同上)